



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………三
- …(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
- 域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…三
- 森林法による地域森林計画の変更……………四
- …(産業労働局農林水産部森林課)…
- 森林法による地域森林計画……………(同)…四
- 保安林の皆伐面積の限度……………(同)…四
- 東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則……………五
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…五
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)…七

告示

●東京都告示第百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和四年一月十九日	(一)次に掲げる地番の全部	延長 一〇八・七
----------------------	-----------	---------------	-------------

東村山市久米川町四丁目十七番八、同番十六、同番二十二、同番二十三、同番三十三地先、同番三十八、同番四十四、同番五十、同番五十一、同番六十三、同番七十五、同番八十三、同番八十四、同番八十六、同番八十八、同	幅員 一六・〇〇
---	-------------

番九十一から同番九十三まで、同番九十六、同番九十七、同番九十九、同番百、同番百三、本町二丁目八番四地先、同番三十八、同番四十、九番二、同番二地先、同番六十、十一番八地先、同番九、同番二十二、同番二十二地先、同番二十三から同番二十六まで、十三番九地先、諏訪町一丁目一番二、同番二地先、野口町一丁目四番二一、同番二一、同番五十二、同番五十四、同番七十七、同番七十五、同番七十六、六番一、同番一地先、同番二、同番十五地先、同番二十二、同番二十三、同番五十二、七番十二地先、同番三十一、同番五十六、同番五十七、

野口町四丁目  
 二番一地先、  
 同番二十から  
 同番二十三ま  
 で、同番四十  
 二地先、同番  
 五十七から同  
 番五十九まで、  
 同番六十一、  
 三番八地先、  
 同番三十一、  
 同番五十三か  
 ら同番五十五  
 まで、七番三  
 十一、同番三  
 十五、同番四  
 十八、十三番  
 十一、同番十  
 二、同番十二  
 地先、同番十  
 三、同番二十  
 同番二十五か  
 ら同番二十八  
 まで、同番三  
 十から同番三  
 十二まで、同  
 番三十七、同  
 番四十一、同  
 番四十三、十  
 四番一地先、  
 同番三、同番  
 十五、同番十  
 六、十五番九  
 十六、十九番  
 十一地先、二  
 十番七十四地  
 先、二十一番  
 二十、同番四  
 十及び二十二  
 番八

(二) 次に掲げ

る地番の一  
 部  
 東村山市久  
 米川町四丁目  
 十七番一、同  
 番六、同番九  
 同番十五、同  
 番十七、同番  
 十八、同番二  
 十七、同番三  
 十三、同番三  
 十四、同番三  
 十九、同番四  
 十三、同番七  
 十四、同番八  
 十二、同番八  
 十五、同番八  
 十七、十八番  
 一、同番十一  
 一、同番十二、同  
 番十七、同番  
 二十二、同番  
 二十三、四十  
 七番五、同番  
 七、本町二丁  
 目八番四、同  
 番五、同番七  
 同番二十三、  
 同番二十四、  
 同番二十八、  
 同番二十八、  
 同番三十、同  
 番三十一、九  
 番一、同番三  
 同番二十七、  
 同番二十八、  
 同番三十、同  
 番三十一、同  
 番三十四、同  
 番三十四、同  
 番五十四、同  
 番五十九、十  
 番一、同番

七、同番八、  
 同番十四、同  
 番二十、同番  
 二十一、十三  
 番九、同番二  
 十四、同番二  
 十六、諏訪町  
 一丁目一番五  
 同番九、同番  
 十、同番十二  
 野口町一丁目  
 四番八、同番  
 十二から同番  
 十四まで、同  
 番二十四、同  
 番五十三、同  
 番五十五、同  
 番七十三、六  
 番十五、同番  
 十八、同番二  
 十一、同番二  
 十四、七番八  
 同番十一から  
 同番十四まで  
 同番十七から  
 同番二十まで  
 同番二十二、  
 同番二十三、  
 同番二十六、  
 同番二十八、  
 同番三十二、  
 同番三十四、  
 同番三十六、  
 同番四十一、  
 同番四十六か  
 ら同番四十八  
 まで、野口町  
 四丁目二番一  
 同番二十六、  
 同番四十二、  
 三番一、同番

二、同番四、同番六から同番八まで、同番十一、同番二十三、同番二十七、同番三十、同番四十五、同番四十六、同番四十九、同番五十一、同番五十二、七番一、同番六、同番七、同番三十、同番三十二、同番三十四、同番三十六、同番三十七、同番四十七、同番四十二、同番三、同番八から同番十まで、同番十四、同番十八、同番二十一、同番二十三、同番二十九、同番三十六、同番三十九、同番四十、同番四十二、同番四十四、同番一、同番二、同番四から同番六まで、同番九、同番十二、同番十四、同番十七、同番十八、同番十五から同番八まで、同番

十三、同番十四、同番十八、同番二十、同番二十七、同番二十八、同番三十五、同番八十、同番八十一、十六番九、同番四十一、十九番十一、二十番一、同番三、同番二十四、同番二十六、同番五十三、同番六十七、同番六十八、同番七十二から同番七十五まで、二十一番三、同番七、同番九、同番十三、同番十四、同番十八、二十二番一、同番五、同番七及び同番九

●東京都告示第百八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 支援法人の名称 一般社団法人生涯現役ハウス
- 二 支援法人の住所 江戸川区西一之江四丁目八番十号
- 三 支援業務を行う事務所の所在地 江戸川区西一之江四丁目八番十号
- 四 指定年月日 令和四年一月二十一日

●東京都告示第百九号

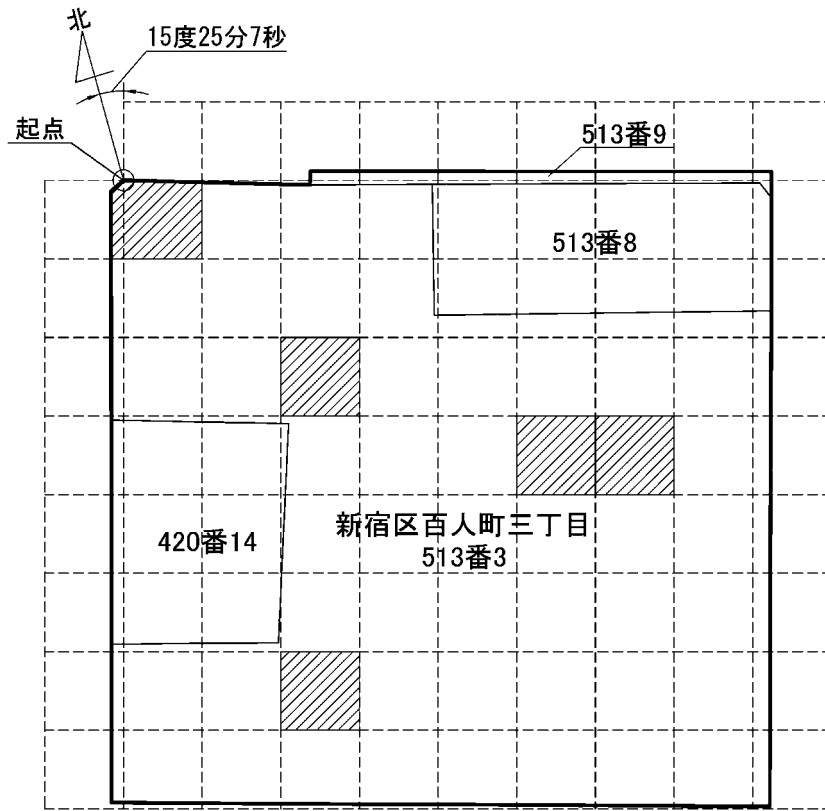
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千四百一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区百人町三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

起 点  
 起点は新宿区百人町三丁目513番3の最北端とする。

格子の回転角度(15度25分7秒)  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定に基づき、多摩地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

なお、この計画の変更は、令和四年四月一日から効力を生ずるものとする。

令和四年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

(「次のとおり」は、省略し、多摩地域森林計画書を東京都産業労働局農林水産部森林課及び東京都森林事務所保全課に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第百一十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、伊豆諸島地域森林計画を定めたので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

令和四年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

(「次のとおり」は、省略し、伊豆諸島地域森林計画書を東京都産業労働局農林水産部森林課、東京都大島支庁産業課、東京都三宅支庁産業課、東京都八丈支庁産業課及び東京都小笠原支庁産業課に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第百一十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和四年度に伐採することができる保安林の皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

令和四年二月一日

東京都知事 小池

百合子

保安林の種類

単位  
区域 同一単位とされる区域

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源涵養保安林

多摩川  
青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

六四六・七七

秋川  
あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

二七二・七四

計

一〇〇一・三七

土砂流出防備保安林

多摩川  
青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

四八・五六

秋川  
あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

一三・八八

浅川  
八王子市及び町田市の区域

一五・八六

大島  
神津島村の区域

〇・五〇

八丈島  
八丈島八丈町の区域

八一・五四

計

一六〇・三四

土砂崩壊防備保安林

秋川  
あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域

〇・七八

千害防備保安林

秋川  
西多摩郡檜原村の区域

〇・七八

大島  
大島町の区域

一・八六

八丈島  
八丈島八丈町の区域

〇・四〇

域

小笠原

小笠原村の区域

七九・七四

計

諸島

八二・七八

秋川

西多摩郡日の出町の区域

〇・〇三

計

林

〇・〇三

多摩川

青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

一六・三八

秋川

あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

二〇・八八

計

保健保安林

四三・八四

浅川

八王子市及び町田市の区域

六・五八

計

規

則

規

則

(教)

東京

東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月一日

東京

東京都教育委員会

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

規

則

東京

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人東京コミュニケーションスクール

二 代表者の氏名

三木 由香里

三 主たる事務所の所在地

中野区中野一丁目六十二番十号

一 名称

特定非営利活動法人 R D A Japan

二 代表者の氏名

土谷 麻紀

三 主たる事務所の所在地

町田市根岸町千七番地四

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和四年二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

青梅市梅郷五丁目九百九十四番一、同番一  
地先及び同番二番地  
あきる野市野辺三百九十二番地

南部商事株式会社  
代表取締役 吉村 隆二

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年二月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 武蔵野館ビル

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十七番十号

三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番三号

五 変更前の設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号

六 変更後の設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番三号

七 変更日 令和三年十一月二十二日

八 届出日 令和三年十二月二十四日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和四年二月一日から同年六月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 渋谷フクラス

二 店舗所在地 渋谷区道玄坂一丁目二番三号

三 設置者名 東急不動産株式会社

四 設置者住所 渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号

五 変更前の店舗所在地 渋谷区道玄坂一丁目十二番ほか

六 変更後の店舗所在地 渋谷区道玄坂一丁目二番三号

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 スターバックスコーヒージャパン株式会社ほか四十二名

九 変更日 令和三年四月二十三日ほか

十 届出日 令和三年十二月二十四日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 令和四年二月一日から同年六月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 八潮ショッピングセンター パトリア

二 店舗所在地 品川区八潮五丁目五番三号

三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス

四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号

五 変更前の設置者の代表者名 安達 勝

六 変更後の設置者の代表者名 小林 昭次

七 変更日 令和三年十月一日

八 届出日 令和四年一月十一日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和四年二月一日から同年六月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

<p>一 店舗名 葛西クリーンタウンショッピングセンター</p>	<p>二 店舗所在地 江戸川区清新町一丁目三番六号 株式会社新都市ライフホールディングス</p>	<p>三 設置者名 新宿区西新宿六丁目八番一号</p>	<p>四 設置者住所 安達 勝</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 小林 昭次</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 株式会社マルエツほか九名</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか七名</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか二名</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか二名 IKUCHI</p>	<p>十 変更前の小売業者の住所 神奈川県川崎市宮前区野川二千二百六十六番地二十一(株式会社IKUCHI)</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 神奈川県川崎市宮前区西野川三丁目三十七番四号(株式会社KIKUCHI)</p>	<p>十七 縦覧期間 令和四年二月一日から同年六月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があつたので、同條第六項の規定により次のとおり公告する。 令和四年二月一日 東京都知事 小 池 百合子 池袋ビル</p> <p>一 店舗名 池袋ビル</p> <p>二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目二十八番十号</p> <p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>四 店舗面積の合計 令和三年十月三十一日 が千平方メートル以下となる日</p>
<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 上田 真(株式会社マルエツ)ほか</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 古瀬 良多(株式会社マルエツ)ほか</p>	<p>十四 変更日 令和三年十月一日ほか</p>	<p>十五 届出日 令和四年一月十一日</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>令和四年二月一日から同年六月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>						

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

